

令和5年度 知多市保育料徴収基準額表

< 2号・3号認定の保育料（保育園、認定こども園、地域型保育事業） >

階層区分		保育料（月額）				階層区分	多子軽減		無 料 化 等 事 業	第 三 子 保 育 料
		0歳児		1歳児、2歳児			2子	3子以降		
		保 育 標 準 時 間	保 育 短 時 間	保 育 標 準 時 間	保 育 短 時 間					
第1	生活保護法による被保護世帯等	無 料				第1				
第2	市町村民税非課税世帯	無 料				第2				
第3	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額	48,600円未満	12,100	8,700	11,400	8,000	第3	①半額	②無料	18歳未満の 子どもの順 番で算定
第4-1		48,600円以上57,700円未満	17,000	13,600	15,900	12,500	第4-1	生計を一にする 子どもの順番で算定		
第4-2		57,700円以上70,200円未満					第4-2			
第5		70,200円以上97,000円未満	26,600	23,200	24,600	21,200	第5	⑤無料		
		97,000円以上109,800円未満								
第6		109,800円以上169,000円未満	38,500	35,100	35,800	32,400	第6	③半額	④無料	⑥半額 ※多子軽減 との重複は ありません
第7		169,000円以上190,800円未満	49,700	46,300	46,800	43,400	第7			
第8		190,800円以上252,400円未満	57,400	54,000	54,900	51,500	第8			
第9		252,400円以上286,000円未満	58,300	54,900	55,500	52,100	第9			
第10		286,000円以上301,000円未満	58,800	55,400	55,900	52,500	第10			
	301,000円以上									

※4～8月分の保育料については令和4年度分の市町村民税に基づき、9月分以降の保育料については令和5年度分の市町村民税に基づき算定します。

※3～5歳児の保育料は、原則、無償となります。

※市町村民税所得割課税額は、以下の税額控除の控除前額とします。

・外国税額控除 ・配当控除 ・住宅借入金等特別税額控除 ・寄附金税額控除 ・配当割額又は株式等譲渡所得割額控除

◆ 保育料の多子軽減

以下の階層は、保護者と生計を一にする子ども（年齢制限なし）の順番で算定します。

階層区分	子どもの順番	保 育 料
第3～第4-1	2番目の子ども	半 額
	3番目以降の子ども	無 料

※「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものでなく、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合も含まれます。

以下の階層は、同一世帯から保育所等に入所している子どもの順番で算定します。

階層区分	子どもの順番	保 育 料
第4-2～第10	2番目の子ども	半 額
	3番目以降の子ども	無 料

※「保育所等に入所している」とは、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校の幼稚部、情緒障害児短期治療施設に入所（一時預かり事業を除く）若しくは特例保育、地域型保育事業、企業主導型保育事業、児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用している場合が含まれます。

◆ ひとり親世帯等の保育料軽減

階層区分	保育料（月額）		多子軽減
	0～2歳児		
第3～第4-2	保 育 標 準 時 間	保 育 短 時 間	2子以降
	左表保育料の半額		無 料 生計を一にする子 どもの順 番で算定
第5 (77,101円未満)	9,000	7,300	

※上記以外の階層については、左表保育料と同じです。

○ひとり親世帯等とは、母子、父子世帯、要保護者に準ずる世帯のほか、以下に該当する者のいる世帯です。

- ・身体障害者手帳の交付を受けた者
- ・療育手帳の交付を受けた者
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ・国民年金の障害基礎年金等の受給者

◆ 第三子保育料無料化等事業

18歳未満の子どもを現に3人以上養育又は監護している世帯であって、その世帯の3人目以降の子どもの保育料を保護者などの市町村民税の区分に応じて、無料又は半額負担とします。

※私的契約児、一時保育事業は対象になりません。

○対象（次の全ての要件を満たしていること）

- ・18歳未満の子どもを現に3人以上養育又は監護している世帯であること
- ・3人目以降の子どもであること
- ・世帯の市町村民税所得割課税額が次のうちどちらかに該当すること

階層区分	世帯の市町村民税所得割課税額	保 育 料
第4-2～第5の一部	57,700円以上97,000円未満 (ひとり親世帯等は77,101円以上97,000円未満)	無 料
第5の一部～第10の一部	97,000円以上301,000円未満	半 額

保育園のその他の料金、保育料等の納期限（口座振替日）については裏面のとおりです。